行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定

(改正に対する意見募集稿)

- 第一条 行政法執行機関がタイムリーに公安機関に犯罪被疑事件を移送すること を確保し、法により社会主義市場経済秩序破壊罪、社会管理秩序妨害罪およびその他 罪を懲戒処罰し、社会主義建設事業の円滑な進行を保障するために、本規定を制定す る。
- 第二条 本規定にいう行政機関とは、法律、法規または規則の規定に従い、社会主義市場経済秩序を破壊し、社会管理秩序を妨害する行為およびその他違法行為について、行政処罰権を有する行政機関、および、法律法規の授権により公共事務を管理する職能を有し、法定の授権範囲内において行政処罰を実施する組織をいう。
- 第三条 行政機関は、法により違法行為を取り締まる過程において、違法事実に係る金額、違法事実の情状、違法事実から生じた結果等に関して、刑法における社会主義市場経済秩序破壊罪、社会管理秩序妨害罪等の規定、最高人民法院、最高人民検察院による社会主義市場経済秩序破壊罪、社会管理秩序妨害罪等に対する司法解釈、ならびに最高人民検察院、公安部による経済犯罪事件の追訴基準等の規定により、犯罪を構成する疑いがあり、法により刑事責任を追及する必要がある場合、本規定に基づいて公安機関に移送しなければならない。

知的財産権分野における違法事件について、行政法執行機関は、調査により見つけた事件の事実および収集した証拠に基づき、犯罪に該当する合理的な疑いがあり、刑事立件の基準に達したかどうかを判断するために捜査を行い、さらなる証拠を取得する必要があると判断した場合、公安機関に移送するものとする。

第四条 行政機関は、違法行為を取り締まる過程において、収集した違法行為に関連する証拠を適切に保管しなければならない。

行政法執行機関は、差し押さえた事件関連物品について、如実に事件関連物品リストを記入し、かつ、国家関連規定に基づいて処理するものとする。腐りやすい、変質しやすい等保管に不適切または困難な事件関連物品に対しては、必要な措置を取り、証拠を保存するものとする。検査、鑑定が必要な事件関連物品に対しては、法定の検査、鑑定機構により検査、鑑定を行い、かつ、検査報告または鑑定結論を提出するものとする。

第五条 行政法執行機関は、公安機関に移送すべき犯罪被疑事件については、直ちに2名または2名以上の行政法執行人員を指定し、事件特別チームを結成して事件を担当させ、状況を確認してから犯罪被疑事件の移送に係る書面報告を提出し、本機関

の正職責任者または業務を取り仕切る責任者に報告し、承認を得るものとする。

行政法執行機関の正職責任者または業務を取り仕切る責任者は報告を受けてから3 日以内に、移送を承認または不承認する決定を下すものとする。承認決定を下す場合、 24 時間以内に同級の公安機関に移送する。不承認決定を下す場合、不承認の理由を記 録するものとする。

第六条 行政法執行機関は公安機関に犯罪被疑事件を移送する場合、次の材料を添付するものとする。

- (一) 犯罪被疑事件の移送書
- (二) 犯罪被疑事件状況の調査報告
- (三) 事件関連物品リスト
- (四) 関連する検査報告または鑑定結論
- (五) その他犯罪の疑いに関する材料

第七条 公安機関は、行政法執行機関から移送されてきた犯罪被疑事件に対して、 犯罪被疑事件移送書の控えにサインするものとする。そのうち、本機関の管轄に属さ ない事件については、24 時間以内に管轄権のある機関に転送し、かつ、書面にて事件 を移送してきた行政法執行機関に通知するものとする。

第八条 公安機関は、行政法執行機関から移送されてきた犯罪被疑事件を受理してから3日以内に、刑法、刑事訴訟法、ならびに立件基準に係る最高人民法院、最高人民検察院の規定、および公安機関による刑事事件処理の手続に係る公安部の規定に基づき、移送されてきた事件を審査するものとする。犯罪事実があり、刑事責任を追及する必要があると判断し、法により立件を決定した場合は、書面にて、事件を移送してきた行政法執行機関に通知するものとする。犯罪事実がないまたは犯罪事実が明らかに軽微であり、刑事責任を追及する必要がないと判断し、法により不立件を決定した場合は、理由を説明し、かつ、書面にて、事件を移送してきた行政法執行機関に通知し、事件関連材料を返却するものとする。

第九条 行政法執行機関は、公安機関による不立件通知書を受領した後、法により 公安機関が立件を決定すべきと判断した場合、不立件通知書を受領してから3日以内 に、不立件を決定した公安機関に再検討を要請することができ、または、人民検察院 が法により立件監督を行うよう提案することができる。

不立件を決定した公安機関は、行政法執行機関による再検討要請の書類を受領してから3日以内に、立件または不立件を決定し、かつ、書面にて、事件を移送してきた行政法執行機関に通知するものとする。事件を移送した行政法執行機関は公安機関による不立件という再検討の結果にまだ異議がある場合、再検討結果通知書を受領してから3日以内に、人民検察院が法により立件監督を実施するよう提案するものとする。

公安機関は、人民検察院が法により実施する立件監督を受けるものとする。

- 第十条 行政法執行機関は、公安機関が不立件を決定した事件について、法により 処理するものとする。そのうち、関連する法律法規または規則制度の規定により行政 処罰を与えるべき場合、法により行政処罰を実施するものとする。
- 第十一条 行政法執行機関は、公安機関に移送すべき犯罪被疑事件について、移送 の代わりに行政処罰を実施してはならない。

行政法執行機関は、犯罪被疑事件を公安機関に移送する前に、既に警告、営業停止 命令、許可証の一時差し押さえまたは取り消し、ライセンスの一時差し押さえまたは 取り消しの行政処罰を決定した場合、その実施を停止しない。

行政処罰の規定により、行政法執行機関は公安機関に犯罪被疑事件を移送する前に、 既に法により当事者に対して過料に処した場合、人民法院は罰金に処するとき、法に より相応する罰金を控除する。

- 第十二条 行政法執行機関は、公安機関が立件を決定した事件について、立件通知書を受領してから3日以内に事件関連物品および事件に関するその他資料を公安機関に移送し、かつ、引継ぎの手続きを完成するものとする。法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。
- 第十三条 公安機関は、発見した違法行為を審査した結果、犯罪事実がない、または立件して捜査した結果、犯罪事実が明らかに軽微であり、刑事責任を追及する必要がないが、法により行政責任を追及すべきと判断した場合、同事件を速やかに同級の行政法執行機関に移送するものとし、関連行政法執行機関は法により処理するものとする。
- 第十四条 行政法執行機関は、犯罪被疑事件を移送するに当たって、人民検察院と 監察機関が法により実施する監督を受けるものとする。

いかなる団体と個人も、行政法執行機関が本規定に違反し、公安機関に移送すべき 犯罪被疑事件を移送しなかった行為について、人民検察院、監察機関または上級行政 法執行機関に通報する権利がある。

第十五条 行政法執行機関が本規定に違反し、事件関連物品を隠匿し、密かに分け合い、乗却した場合、同級または上級人民政府、または垂直管理を実施する上級行政 法執行機関が、その正職責任者に対して、情状に応じて降格以上の行政処分に処する。 犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

前項にいう行為に対して直接責任を負う主管者とその他直接責任者に対して、前項の規定を参照して行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第十六条 行政法執行機関が本規定に違反し、期限を超過しても事件を公安機関に移送しなかった場合、同級または上級人民法院、または垂直管理を実施する上級行政 法執行機関が、期限を定めて移送するよう命じ、かつ、その正職責任者または業務を 取り仕切る責任者に対して、情状に応じて過失記録以上の行政処分を与える。犯罪を 構成した場合、法により刑事責任を追及する。

行政法執行機関が本規定に違反し、公安機関に移送すべき事件を移送せず、または、 移送の代わりに行政処罰に処した場合、同級または上級人民政府、または垂直管理を 実施する上級行政法執行機関が、是正を命じ、公表処分に処する。是正を拒否した場 合、その正職責任者または業務を取り仕切る責任者に対して、過失記録以上の行政処 分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

本条第一項、第二項にいう行為の直接責任を負う主管者とその他直接責任者に対して、前二項の規定を参照して行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第十七条 公安機関が本規定に違反し、行政法執行機関から移送されてきた犯罪被 疑事件を受理しなかった場合、または、期限を超過しても立件または不立件を決定し なかった場合、人民検察院が法により立件監督を実施すると同時に、同級または上級 人民政府が、是正を命じ、その正職責任者に対して過失記録以上の行政処分を与える。 犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

前項にいう行為の直接責任を負う主管者とその他直接責任者に対して、前項の規定を参照して行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第十八条 行政法執行機関は法により違法行為を取り締まる過程において、汚職・ 賄賂、国家職員による涜職または国家機関職員が職権を利用して公民の人身権利と民 主権利を侵害する等の違法行為を発見したとき、犯罪を構成した疑いがある場合に、 本規定を参照して同事件を人民検察院に移送するものとする。

第十九条 本規定は公布の日から施行する。

出所: 国家市場監督管理総局 HP

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202005/t20200514 315220.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。